

○国土交通省令第八十七号

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第十一条第一項（同条第二項及び同法第十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第十九条、第二十条第四項、第三十六条第一号（同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の二第一項第一号（同法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（自動車登録番号標の取付け）」に改め、同条中「自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に」を「第八条の二第一項本文に規定する位置に、同条第二項に規定する方法により表示されるように」に改める。

第八条の二の見出しを「（自動車登録番号標の表示）」に改め、同条中「規定による自動車登録番

号標及びこれ」を「国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であつて、自動車登録番号標」に、「表示は、自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行うもの」を「識別に支障が生じないものとして告示で定める位置」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十九条の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当するものとする。

一 自動車の車両中心線に直交する鉛直面に対する角度その他の自動車登録番号標の表示の方法に  
関し告示で定める基準に適合していること。

二 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める物品以外のものが取り付けられておらず、かつ、汚れがないこと。

第二十四条を次のように改める。

(臨時運行許可番号標の表示)

第二十四条 第八条の二第一項及び第二項の規定は、法第三十六条第一号(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。

第二十六条の五中「第三十六条の二第一項」を「第三十六条の二第一項第一号」に改め、「及びこ

れに記載された番号」及び「この場合において、合成樹脂製の回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示については、第二十四条中「確実に」とあるのは、「脱落しないように」と読み替えるものとする。」を削る。

第四十三条の七を次のように改める。

（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示）

第四十三条の七 第八条の二第一項本文及び第二項の規定は、法第七十三条第一項の規定による車両番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項本文中「後面」とあるのは「後面（三輪の検査対象軽自動車若しくは被牽引自動車である検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあつてはその後面）」と読み替えるものとする。

第六十三条の八を次のように改める。

（検査対象外軽自動車の車両番号標の表示）

第六十三条の八 第八条の二第一項本文及び第二項の規定は、法第九十七条の三第二項において準用する法第七十三条第一項の規定による車両番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項本文中「前面及び後面」とあるのは「後面」と読み替えるものとする。

## 附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文 目次

○ 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）（抄） . . . . . 1

改正案	現行
<p>（自動車登録番号標の取付け）</p> <p>第七条 法第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに法第二十条第四項の規定による自動車登録番号標の取付けは、第八条の二第一項本文に規定する位置に、同条第二項に規定する方法により表示されるように行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。</p> <p>（自動車登録番号標の表示）</p> <p>第八条の二 法第十九条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であつて、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。</p> <p>2 法第十九条の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 自動車の車両中心線に直交する鉛直面に対する角度その他の自動車登録番号標の表示の方法に関し告示で定める基準に適合していること。</p> <p>二 自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める物品以外のものが取り付けられておらず、かつ、汚れがないこと。</p>	<p>（自動車登録番号標の取付け位置）</p> <p>第七条 法第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに法第二十条第四項の規定による自動車登録番号標の取付けは、自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。</p> <p>（自動車登録番号標等の表示）</p> <p>第八条の二 法第十九条の規定による自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。</p> <p>（新設）</p>

(臨時運行許可番号標の表示)

第二十四条 第八条の二第一項及び第二項の規定は、法第三十六条第一号(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による臨時運行許可番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項中「三輪自動車」とあるのは「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車」と読み替えるものとする。

(回送運行許可証の表示等)

第二十六条の五 第二十三条の規定は回送運行許可証の表示について、第二十四条の規定は法第三十六条の二第一項第一号(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による回送運行許可番号標の表示について準用する。

(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示)

第四十三条の七 第八条の二第一項本文及び第二項の規定は、法第七十三条第一項の規定による車両番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項本文中「後面」とあるのは「後面(三輪の検査対象軽自動車若しくは被牽引自動車である検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあつてはその後面)」と読み替えるものとする。

(検査対象外軽自動車の車両番号標の表示)

第六十三条の八 第八条の二第一項本文及び第二項の規定は、法第九十

(臨時運行許可番号標等の表示)

第二十四条 法第三十六条(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中臨時運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、臨時運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行うものとする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の臨時運行許可番号標を省略することができる。

(回送運行許可証の表示等)

第二十六条の五 第二十三条の規定は回送運行許可証の表示について、第二十四条の規定は法第三十六条の二第一項(法第七十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示について準用する。この場合において、合成樹脂製の回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示については、第二十四条中「確実に」とあるのは、「脱落しないように」と読み替えるものとする。

(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示位置)

第四十三条の七 法第七十三条第一項の国土交通省令で定める位置は、次のとおりとする。

- 一 三輪の検査対象軽自動車若しくは被けん引自動車である検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあつては、その後面の見やすい位置
- 二 前号に掲げる検査対象軽自動車以外の検査対象軽自動車にあつては、その前面及び後面の見やすい位置

(検査対象外軽自動車の車両番号標の表示位置)

第六十三条の八 法第九十七条の三第二項において準用する法第七十三

七条の三第二項において準用する法第七十三条第一項の規定による車両番号標の表示の位置及び方法について準用する。この場合において、第八条の二第一項本文中「前面及び後面」とあるのは「後面」と読み替えるものとする。

条第一項の国土交通省令で定める位置は、検査対象外軽自動車の後面の見やすい位置とする。